

リヤド日本人学校 入学金・授業料に関する規程

(趣旨)

第1条 リヤド日本人学校の小学部および中学部に子女を入学させることについては、学校運営に関わる諸経費および材料等を包含した授業料を月額で納入し、入学及び転入学に際しては、入学金を納入することを原則とする。

(入学金及び月額授業料)

第2条 第2条 リヤド日本人学校に入学及び転入学するに際しては、児童・生徒それぞれにつき入学金を納入するものとする。

入学金 SR2, 500

但し、小学部から中学部への進学に際しては入学金を徴収しない。

第3条 授業料は夏季休業日のように全く出校しない月も含めて納入し、年間12か月分納入するものとする。

第4条 授業料の月額を次のように定める。

授業料 SR3, 300

第5条 入学金及び授業料は3期に分け、原則学期に一括納入する。但し、保護者側からの要求がある場合は、各月の月初めに1か月分納入することも認める。但し、この場合でも8月分は7月に一括納入する。その納入日については学校運営理事会の会計担当より、各保護者宛の文書にて通知する。

4月分(4, 5, 6, 7, 8月の5か月分)

9月分(9, 10, 11, 12月の4か月分)

1月分(1, 2, 3月の3か月分)

(途中転出入の場合の取扱)

第6条 入学した月内に転出することが事前に確定している場合は、入学金を免除する。但し、授業料は当月分を前納するものとする。

第7条 学期当初の転入期に転出することが確定している場合には、通学する月に関わる授業料を納入するものとする。

第8条 納入期に予定されてなくて途中で突然転出する場合には、すでに前納している授業料については返還しないものとする。それは、長期的な計画に沿って教材購入を実施しているため、教材の現物は支給できるが、授業料の返還は困難と考える処によるものである。

第9条 転出入期の月額授業料は、在学日数(休日も含む)が15日未満の場合には規定授業料の2分の1とし、15日以上の場合には規定月額を納入するものとする。

(不可抗力事由の取扱)

第10条 戦争、内乱、テロ、自然災害その他不可抗力による有事など児童生徒がやむを得ず授業を受けることができない場合は、学校運営理事会の判断により授業料を10分の1まで引き下げることができる。尚、同期間に一部授業や学校行事に参加する場合は、個別に学校運営理事会で決定した授業料を納入するものとする。

(体験入学児童の取り扱い)

第11条 体験入学児童生徒の受け入れは、入学金は徴収しないが、学校運営理事会で定める授業料は納入するものとする。(第9条に準ずる)

(規定の改正)

第12条 この規則の改正は、学校運営理事会の決定により行う。

平成3年4月1日 一部改正

8年 8月31日 一部改正
9年 5月 4日 一部改正
11年 3月13日 一部改正
18年 4月16日 一部改正
19年 9月16日 一部改正
20年 3月16日 一部改正
22年 6月16日 一部改正
30年 4月 1日 一部改正
令和8年 4月12日 一部改正